

判決年月日	平成24年2月28日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成23年(行ケ)第10152号		
○ 発明の名称を「水性樹脂分散組成物およびその製造方法」とする特許発明について、容易想到性の判断に誤りがあるとして、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決が取り消された事例			

(関連条文) 特許法29条2項

本件は、発明の名称を「水性樹脂分散組成物およびその製造方法」とする特許発明に係る拒絶査定不服審判(不服2008-16944号事件)において、請求を不成立とする審決が出されたことから、その取消しを求めている事案である。

審決は、本願発明は、引用発明等に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項により特許を受けることができないと判断した。これに対し、本判決は、刊行物1の記載から、引用発明は、「塩素化ポリオレフィンにグラフト化したアクリル酸系誘導体」が「少なくとも約2000の重量平均分子量を有するものであること」が必要であると認められると認定した上で、「塩素化ポリオレフィンに無水マレイン酸のみをグラフト化しても、少なくとも約2000の重量平均分子量を有する高い重合度のグラフト鎖が形成されるとは考え難く、「酸価のカルボキシル基を与えるエチレン性の不飽和のカルボン酸またはその無水物」(共重合成分X)の例として「無水マレイン酸」があげられているとしても、刊行物1に接した当業者が、塩素化ポリオレフィンに無水マレイン酸のみをグラフト化して、少なくとも約2000の重量平均分子量を有するグラフト鎖が形成できると考えるとは認め難い。」と判断し、さらに、刊行物1では、塩素化ポリオレフィンにグラフト化及び重合させるグラフト鎖を「アクリル酸系誘導体(アクリル酸系ポリマー、アクリル酸系樹脂)」と記載していることから、これを構成するモノマーとして、当業者の間で「アクリル酸系モノマー」と呼ばれる「アクリル酸」や「メタクリル酸」、「アクリル酸系またはメタクリル酸系エステル」に該当するモノマーが使用されることが必要とされる解されるが、無水マレイン酸は、当業者間で「アクリル酸系モノマー」と呼ばれる化合物とは、構造を異にすると判断して、「本願発明のうち、ポリオレフィンに無水マレイン酸のみを使用して酸変性を行うということが、引用発明に接した当業者が容易に想到し得たものであるとはいはず、審決にはこの点において誤りがある。」とした。